

学位論文予備審査に関する申合せ

平成10年2月5日
大学院委員会

- 1 京都府立医科大学学位規程（昭和52年6月1日京都府立医科大学訓令第8号。以下「規程」という。）第4条及び第5条の規程による学位の授与を申請しようとする者のうち、和文誌及び最新版の Science Citation Index（S C I）に掲載されているインパクトファクター0.1未満の英文誌への投稿論文（以下「論文」という。）を学位申請の主論文としようとする者は、当該雑誌へ投稿する以前に、論文がこの申合せによる学位論文予備審査（以下「予備審査」という。）において7項(1)の評価を受けたものでなければならない。
なお、創刊の新しい英文誌でインパクトファクターが計算されていないものについては、Immediacy indexをもってインパクトファクターに代えるものとする。
- 2 予備審査を申請できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 本学大学院医学研究科博士課程（以下「博士課程」という。）の在籍者及び京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程の修了に関する申合せ（昭和61年8月23日。以下「修了に関する申合せ」という。）の該当者
 - (2) 博士課程の課程を経ない者については、京都府立医科大学博士論文審査取扱要領（昭和61年9月18日京都府立医科大学告示第2号。以下「要領」という。）第3条第1項に規定する外国語試験の合格者、修了に関する申合せの要件に該当しなくなった者及び研究科の単位未取得退学者
- 3 予備審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を研究部長に提出しなければならない。
 - (1) 学位論文予備審査申請書（別記第1号様式） 1部
 - (2) 論文（投稿予定論文原稿） 11部
 - (3) 履歴書（別記第2号様式） 11部
- 4 医学系研究委員会は、論文1件ごとに次の3人の予備審査委員を選定し、予備審査委員会を組織するものとする。
 - (1) 学位論文予備審査申請者（以下「申請者」という。）の主として履修する科目を担当する教授及び学位指導教授を除く教授 1人
 - (2) 申請者の主として履修する科目の助教授又は講師（学内講師を含む。） 1人
 - (3) 申請者の主として履修する科目及び学位指導を受けている主として履修する科目以外の助教授又は講師（学内講師を含む。） 1人
- 5 要領第5条第1項第1号の規定に関わらず、共著論文であっても予備審査の対象とすることとし、論文が共著論文であるときは、共著者は予備審査委員になることができないものとし、この場合において前項(2)の予備審査委員に該当者がいない場合は、前項(3)から2人の予備審査委員を選定するものとする。
- 6 前項で選定された予備審査委員は、大学院医学研究科教授会議（以下「医学研究科教授会議」という。）の承認を得なければならない。
また、予備審査委員会の予備審査委員長は、4項(1)の教授とする。
- 7 予備審査委員長は、論文について各委員により内容等を審査し、さらに必要に応じて申請者に対するヒアリングを実施した後、次のいずれかの評価を行うものとする。

- (1) 投稿可能
- (2) 論文の修正を要する
- (3) 投稿不可能

8 前項(2)の評価を受けた申請者は、予備審査委員会の意見に従って論文を修正した後に再び予備審査委員会による審査を受けることとし、最終的に前項(1)の評価を受けるまで修正するものとする。

9 6項の医学研究科教授会議の承認を得た後、予備審査委員会は原則として1箇月以内に7項の評価を行うものとする。

10 予備審査の申請は、要領第7条の規定による博士の学位申請と同じ期限までにしなければならない。

11 予備審査委員会の予備審査委員長は、予備審査委員との連名で学位論文予備審査結果報告書(別記第3号様式)を研究部長に提出し、その報告書に基づき研究部長は申請者にその結果を学位論文予備審査結果通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

また、研究部長は予備審査委員会において7項(1)の評価が確定したとき又は7項(3)の評価をしたときは、医学研究科教授会議に予備審査の終了を報告するものとする。

12 予備審査委員会の予備審査委員長は、予備審査で7項(1)の評価を受けた者が、規程第4条及び第5条の規定による学位の授与を申請した時には、規程第9条第1項の規定による3人の審査委員を選定するに当たり、その参考としていただくため、医学研究科教授会議に次の者を規程第9条第1項の規定による3人の審査委員として適当である旨報告するものとする。

- (1) 予備審査委員の教授(審査委員長)1人
- (2) 予備審査委員の教授(審査委員長)が推薦した教授2人

13 予備審査委員会の予備審査委員長である教授が、止むを得ない事情により医学研究科教授会議に前項の報告ができない場合は、予備審査を受けなかった者と同様の方法により規程第9条第1項の規定による3人の審査委員を選定するものとする。

14 予備審査の対象は、投稿する以前の論文であることが必要であるが、次の条件を満たす場合に限り、当分の間、投稿後(予備審査の評価前に投稿する場合を含む。)の論文であっても予備審査の対象として取り扱うものとする。

- (1) 第4項の予備審査委員は、申請者の主として履修する科目を担当する教授及び学位指導教授を除く教授3人とすること。
- (2) 第7項(2)又は(3)の評価を受けた場合、当該論文を学位申請の主論文としない旨申請者から誓約書が提出されていること。

15 前項の場合、予備審査委員長は医学系研究委員会において選定するとともに、予備審査で7項(1)の評価を受けた者が、規程第4条及び第5条の規定による学位の授与を申請した時には、予備審査委員長は医学研究科教授会議に予備審査委員3人が審査委員として適当である旨報告するものとする。

16 この申合せに定めるもののほか、予備審査の取扱いに関して必要な事項は、研究部長が別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この申合せの施行日以前に雑誌に受理（雑誌発行機関の受理証明書により確認できるものに限る。）されることとなる論文については、予備審査を受ける必要はないものとする。

附 則

この申合せは、平成 12 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、平成 15 年 8 月 25 日締切の学位論文予備審査申請分から適用するものとする。
- 2 この申合せの施行日以前に予備審査を受けている論文については、なお従前のおりとする。

附 則

この申合せは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 24 年 6 月 6 日から施行する。